

## 現代地方自治の根本問題

小林直樹

公益財団法人・地方自治総合研究所に設置されている「憲法と地方自治研究会」（主査・大津浩成城大学教授）は、2010年3月23日、小林直樹東京大学名誉教授（憲法学・法哲学・人間学）から、「現代地方自治の根本問題」というご講演をしていただきました。

本稿は、この講演記録を基に編集し、小林直樹名誉教授の加筆修正を経て掲載するものです（編集部）。

この15年あまり、私は憲法・法哲学から離れ、もっぱら人間学にのめり込み、同志と共に総合人間学会<sup>(1)</sup>という学会を立ち上げて今日に至っています。この会は、宇宙論から分子生物学、進化論あるいは生物多様性を含めたエコロジーの問題、環境問題、食糧、都市問題と、人間に関するものは何でも勉強しようという、大変欲の深い学会です。

そこでは極大から極小に至る大変広い範囲に渡って、例えば生命や心の問題につっこんで、果てしのない議論を繰り返していますが、そういう途方もない問題領域に入り込んでいたために、例えば地方自治に限らず、私が大事にしてきた憲法、法哲学の諸問題からもかなり離れてしまっていました。第一線で地方自治の研究をされておられる皆さん方に、果たして役に立つようなお話ができるかどうか。冒頭から少し尻込みしていますが、どうぞよろしくお願いします。

本日、お話しさせていただく内容は、前編と後編に分けてみます。前編では、これまで多くの現実問題を扱われてきた皆様方には単に確認をするだけの一種の復習になる若干の基本問題を見ておきます。これに対して、後編の方は、今日の状況のなかでどのような諸

---

(1) 総合人間学会は、2006年5月に設立された学会である。前身は2002年に始まった「総合人間研究会」。学会の初代会長（06～10年まで）は、小林直樹東京大学名誉教授（編集部）。

問題が展開されているのかをお話してみます。皆さん方からむしろ特に後編の現実問題に関して、学ばせていただきたいと思っています。

## 1. 前編 — 「憲法と地方自治」

### (1) 地方自治の「本旨」と意義

民主憲法が発足すると同時に、同じ時期に施行された地方自治法において、長らく明治国家の中では無視されてきた地方自治が展開され、民主主義の重要な一端を担ってきたことはあらためて申し上げるまでもありません。

民主憲法の必須要件として、憲法のなかに打ち出されてきた地方自治において、あらためて「地方自治の本旨」とは何かということ、面映ゆく説くことはしません。ただ、かつては団体自治と住民自治ということから議論をはじめ、一方の極で固有説が説かれ、他方では伝來說を中心とする後ろ向きといってよいような伝統的イデオロギーに基づいた考え方が展開されてきた。またその中で制度的保障説等々が議論になっていったのはご承知の通りです。

しかしいずれにしても、日本の地方自治は歴史的に見ますと、例えばアメリカやドイツ、フランス、スイスなどの欧米諸国と比べると歴史的伝統が希薄で、植木枝盛のような明治国家の初期に現れた、コミュニティを含んだ連邦制的な考え方はあったものの、それはまったく異質の議論として捉えられてきた。しかし、伝統的な基盤はないものの、新憲法下の民主的理論では、固有説という形で語られていたものを自治の本旨として把握するようになったと思います。今日では「住民の、住民による、住民のため」の政治行政という民主主義の原理に基づき、住民による自律的な政治行政が地方自治の本旨であることは自明の原則となっております。

それは昔から、トクヴィルの言葉を引用して「民主主義の小学校」というような形で、しばしば説かれてきたことですが、単に学校というレベルよりもはるかに具体的な実態として、民主主義を支える基本的な制度原理となっている筈です。今日ではおそらく通説であろうと思うのですが、憲法改正によっても憲法からは取り除くことのできない不可変条項と解されているかと思えます。つまり、民主主義を具体化するための必須の制度原理である以上は、これを根底から無くすことはできない。日本国憲法は、ドイツのような不可変条項は持っていませんが、実質上、日本国憲法の地方自

治原理は人権の基本原理などと同じく、民主体制を具現化する必須の制度原理として今日確立しているといつてよいでしょう。

## (2) 理念と現実の乖離

しかしその理念は、——天皇制を中心としてきた明治国家の集権構造を今日でもなお部分的には引きずっている日本の社会のなかでは、——旧体制の支配構造から完全な意味での住民自治に転換したとはいえ、さまざまな問題を引きずりながら、いまでも理念と現実とはかなりのギャップを持っていると見られます。

従来の地方自治のあり方を一言でいうならば、官僚を中心とする集権体制の下で、地方自治体は従属・支配される執行機関のような存在になっていたというのが多くの人々の共通認識であったと思います。

端的にいえば自治体は、国の機関委任事務を広範に担当させられてきた下部機関であったというのが実態でありましょう。とりわけ実質的に政治行政を行う財源を欠いていたために、文字通り「三割自治」のもと、本来の理念に基づく施策も、いわばその1、2割から3割しか実現できないというのが実態であったのではないか。2000年の地方自治法改正がさまざまな事務配分等の改正を果たしたとしても、その実態は今日どこまで変わってきているのか。今日の「地域主権」の要請の実現は、この実態の変革から始まることになるでしょう。

地方自治体に課せられた仕事は、あらためて言うまでもなく、住民の生活、教育、福祉、医療、交通等、住民の日々の生き方に直結する部分が多いわけですが、今もってその仕事を充実させていく財源に欠けています。私は、まったくの素人でありながら、財政法の研究者たちを前に置いて、日本財政法学会<sup>(2)</sup>の責任を理事長として10年ばかり担ったことがあります。その頃も常に地方自治体を支える基本的構造が無いことが、当時の大きな問題であったわけです。

## (3) コミュニティ創造のための条件

そういう状況を背後に置きながらも、わが国の地方自治論においては、公害反対運動と並んで、地方自治体の住民参加のまちづくり、コミュニティの再建という理念が

---

(2) 日本財政法学会は、1983年3月19日、東京の「日本大学会館」で開かれた総会で設立、同学会の初代理事長として、小林直樹東京大学名誉教授が選出され、10年ほど任にあった（編集部）。

一時期盛んに唱えられてきました。技術化と個人主義化の進む現代では、民主主義と並んで、これも重要な基本要請というべきでしょう。

コミュニティというのは、アソシエーションに対する概念で、ご承知の通りテンニース<sup>(3)</sup>のゲマインシャフト（共同体）の観念です。ゲゼルシャフト（利害社会）に対するゲマインシャフトの概念にほぼ当たるものと理解されていました。しかし、実際のコミュニティ論に関わるさまざまな議論を見ますと、卑俗な生活上の住民要求を満たすものとして扱われ、テンニースがゲゼルシャフトを批判的に扱ったときに頭の中に描いているような意味でのコミュニティ、すなわち、多くの人々が感情と理性を含めてその中に放り込まれ、利害計算等をしないで生き生きとしてお互いの連帯関係を結ぶ、そういうゲマインシャフトではなかったのではないかと。そういう意味で都市計画をはじめとするコミュニティ政策は、現実には総合計画性に欠け、その場しのぎの対策が横行する貧しい内容のものではなかったかと、私は当時から思ってきたわけです。—— 経済企画庁国民生活局等が当時まとめた資料<sup>(4)</sup>を見ますと、「住民意識」を盛んに強調しているのですが、さまざまな問題を住民が主体的に解決・処理するという基本的なコミュニティ意識を共していく条件に欠けていたのではないかと思います。

コミュニティというときには、私は、イタリアのポンペイのような規模の自律的で自足的な都市構造を心に描きます。5、6万人から10万人くらいの単位で、そこに住む人々がお互いにフェイストゥフェイスで認識し合い、だれそれが何をしているかということはほぼ知り合っている。行政関係で必要な官衙、生活条件を支えるための種々の取引所、そして演劇やスポーツをはじめとするさまざまな享楽を楽しむ施設などがすべて整っているというようなコミュニティがあって、その周りは城壁で囲まれて独立できていた。各コミュニティは相互にどのように連帯しあっていたのかは分かりませんが、とにかく自律的・自主的にまとまったものが当時あった。ギリシャをはじめとして、ローマの時代において展開していたそういう10万人前後のコミュニティは、やがてはドイツやフランスの都市づくりの基礎になり、教会と広場、市庁と城壁

---

(3) フェルディナント・テンニース (Ferdinand Tönnies, 1855～1936)。ドイツの社会学者。共同体における「ゲマインシャフト」と「ゲゼルシャフト」の社会進化論を提唱したことで知られる(編集部)。

(4) 経済企画庁国民生活局編『コミュニティとくらしの環境 — 住民参加の町づくり — 』(大蔵省印刷局発行、初版1975年)等、参照(編集部)。

などが一体となって市民生活を支える構造になった。私もそういったことがわが国でもできないものかと夢想したことがあるのですが、都市作りの伝統の異なる日本では、そういう生活および文化を中心とした自律的なゲマインシャフトをつくることは容易ではなかった。

ときには、40年前ぐらいに高崎で試みられたような、哲学を中心にしてまちづくりを進めるという発想があった<sup>(5)</sup>が、あれはその後どうなったでしょうか。哲学的な都市構想ができれば素晴らしいと思いますが、一般には福祉、医療、交通、教育を担当する行政機関を中心として、いわば実用上の「コミュニティづくり」を進めることが、これまでの通例だったのではないのでしょうか。それだけでは、うまくいってもゲゼルシャフトづくりに終わるように思います。

#### (4) 川崎市の自治体憲章づくり<sup>(6)</sup>

ところで、自律的な都市づくりで、住民が自らの手で自らの行政を自主的に行うのに必要なのは自治体の憲章ではないかということから、自治体憲章をつくる試みが出てきました。お互いに仲良くやっぺいこうという一般的な、スローガン程度の憲章をはるかに越えて、日常的に行政と住民が一体になって自律的に自治を行えるようなシステムをつくらうという運動の一環です。その代表的な事例として、私が住んでいる神奈川県川崎市で、「都市憲章」（自治体憲章）を条例としてつくる試みが1970年の初め頃に起きました。その条文案の中には、当時としては比較的珍しい「知る権利」を謳い、さらに「知る権利」を確保するため、行政庁はさまざまなデータを公開しなければならないということも盛り込んだ、高度に自主的な自治体憲章の草案を創ったわけです。

この運動は、革新的な伊藤市長の発案から始まったが、その意を受けて作られた起草委員会は、当時の状況としては思い切って詳しい憲章を目指して、いわば地域団体の憲法にしようというつもりで創った。私は、この起草委員会の責任者として、憲法

- (5) 群馬県高崎市の実業家、井上房一郎が提唱した高崎哲学堂の設立運動。1969年1月に発足。そのモットーは、「哲学とは、私たちが私たちの社会に賢明に生きようとする願望の学問です。高崎哲学堂は、現在の政治や教育の手の届かぬことを勉強する高崎の寺小屋」というものである。今日その理念が生かされているかどうかは不明（編集部）。
- (6) 川崎市の自治体憲章については以下を参照。川崎市都市憲章起草委員会「川崎市都市憲章原案」『月刊自治研』15(5)、1973.5、小林直樹「自治体憲章の可能性」『都市問題』73(10)、1982.10（編集部）

の精神を地方自治体で具現化しようという志向にもとづいて、「環境権」や「知る権利」から市民の文化に関する事項（文化・教育権）に至るまで、さまざまな具体的な事項を条文化していったのです。

しかし、これは、ご承知の通り、いわば埋没法案と言いますか、単に憲章原案のまままで終わってしまいました。それは何よりも地方議会を説得することができなかったからですが、その要因として3点ほど挙げられるでしょう。

最も重要視された問題は、抵抗権を謳ったことです。地方自治体は、場合によっては、地方自治を侵害するような中央権力に対し、抵抗権を発動することができるという意味の文言を盛った。これに対する市議会の反発と警戒心は大きなものだった。保守的な勢力が基本的に占めていた議会を通過することはできなかった。二つ目の、それに劣らず重要な点は、この憲章を普通の条例に対していわば上位の基本条例として、自治体規範の序列のなかでトップに置き、他の条例の指針としようとしたことが、議会の強い反対を呼んだ。通常の常識に反し、法律と条例の間に特別のカテゴリーを設けるのは許されないということになり、これが大きな反対理由となって、議会の承認が得られなかったわけです。— そのほか総じて、「地方自治の本旨」に関する理解が議会では決定的に欠けていたのだと思います。

これらのため、都市憲章として制定されれば画期的・先駆的な役割を担ったのではないかと自負していた私どもの考えを裏切って、結局は埋没法案となってしまったわけです。

「憲章」第60条には、「この憲章は、川崎市の最高条例であって、市長等および事業者等は、市民とともにこの憲章を尊重し擁護する義務を負う」と謳ったものの、理念として終わってしまいました。

その後も逗子市などいくつかの場所で同様の試みをしようとしてきました。私の手元にあったさまざまなデータを関係者にお分けしたことがあるのですが、いずれもほぼ同じような理由で市民の行動原理かつ行政に対する指導原理としての憲章は、今日に至るまで成功していません。残念ながら、市民憲章を基軸にして、民主的コミュニティを作ろうとする試みは、今まで成功していません。良い市民憲章を作れば、全てうまくいくなどというのは、誤った幻想にすぎませんが、コミュニティづくりの上ではこのような方法も必要ではないか、と今でも考えております。この試みがまだ実現されていないのは残念です。市民運動によって、どこかで見事な成功例が出てくれればよいかと念じています。

## (5) 道州制、連邦制、広域行政

もう一つ、コミュニティづくりと関連して、広域行政の必要に備えるという理由で、道州制がしばしば議論されてきています。

私は学徒兵として動員され、一年半の訓練のあと、終戦直前の5月に名古屋の東海や軍司令部に配属され、終戦の後もしばらく残務整理に携わった経験がありますが、そのとき主として馬の飼料の責任者として、調達のために東海管区の各県の関係者と交渉をしてきたその体験から、広域行政には当時から深い関心を持っています。

戦時の本土の軍管区は、北海道、東北、関東、東海、関西、中国、四国、九州、沖縄の各地方に分けられていたわけですが、軍の必要から見ると府県単位では小さすぎてお話にならない。そういう意味で、当時でも単純ながら広域行政は当然必要ではないかと考えていました。平時の今日でも府県単位ではまとまった行政はできないという点で、原則的には広域制に向かうのは、やはり必然の成行きではないかと思えます。

しかし、戦後に出てきた道州制案を見ますと、中央官庁を中心とする集権構造を意図するもので、行政能率は向上しても、民主主義にも地方自治の原則にもそぐわないとしか考えられない。そのように地方自治の本旨から遠ざかったものにしようとしている点で、私は根本的に賛成することができなかった<sup>(7)</sup>。それならば住民自治を徹底させるためには、ドイツのような連邦制をとった方がいいのではないかと、思ったわけですが、もともと、ドイツの場合は憲法の中に不可変条項として<sup>(8)</sup>、連邦制を変えることができない最も基本的な原理としているわけですが、その基礎にはドイツ各州には歴史的に確立された「自律」があった。そういう条件に欠けた日本が、いきなりドイツ型をとり入れるのには困難があります。とはいえ、江戸時代の封建制を考えると、連邦制への移行を底礎するような条件もないわけではない。新たな民主主義をふまえて、中央集権を打破するためには連邦制をとった方がいいのではないかと。北海道、東北、関東1、2部、東海、関西、中国、四国、九州というように分けて、連邦制をとり、自律性を重んじた制度を確立していったならば、それとして意味を持つ

(7) 集権的な道州制論としては、戦前の「州庁設置案」(1927年)、戦後は第4次地制調(1957年)における「地方制」案並びに臨時行政調査会による「地方庁」構想(1964年)が挙げられる。今でも9～11の道州に分つ諸案が、併行して論議されている(編集部)。

(8) ドイツ連邦共和国基本法第79条3項は次のように規定している。

「連邦制によるラントの編成、立法における諸ラントの原則的協力、または第1条および第20条に定められている諸原則に抵触するような、この基本法の改正は、許されない。」(編集部)

ではないかという構想を考えたことがあります<sup>(9)</sup>。

実はだいぶ前のことですが、北海道大学の法学部のスタッフとの研究会で、そういう連邦制案を試案として提起したことがあります。そのときは北海道の諸君はかなり積極的に肯定してくれました。中央の方では「そのようなことは夢物語に過ぎない」、「連邦制をとることは難しい」と反撃を受けることになるでしょうが、私の想像では北海道や沖縄の人々はかなり賛意を表してくれるのではないかと考えています。一般論としても連邦制は、一つの理念として検討に値するのではないのでしょうか。

以上で、前編を終えて後編の特殊現代的問題に移ります。

## 2. 後編 — 現代状況における諸問題

### (1) 資本主義の閉塞状況と地方自治体

現代状況における諸問題として、特に資本主義に恐慌として現れている今日の閉塞状況を考えると、地方自治体は現在、グローバルな意味での恐慌の波及を受け、苦汁を飲まされている状態にあります。私は、「百年に一度」と言われている1929年にアメリカで発する第一次世界恐慌の体験者ですので、その重い影響はよく分かります。

当時の長野県の多くの農家は、アメリカに繭を売って養蚕で生活していたのですが、アメリカに発した恐慌は東北と同じく、長野の寒村にも直接的な打撃を与えることになったわけです。その意味を、私は当時10歳そこそこの少年でありながら、はっきりと「世の中が変わった」という印象を思い出として持っています。

その後、世界はグローバリゼーションにより相互関係が緊密になり、経済上のタクトクス、とりわけ恐慌に対する対処の仕方が昔と比べてはるかに進歩していることもあって、経済変動はなだらかな不景気状になって今日に至っています。それでも地方自治体が手に負えないような大きな波及をもたらし、財政のひっ迫は、教育や福祉の担い手として住民の生活を配慮しなければならない立場の地方自治体に大きな負担を課すことになった。

生活保護等のように国家が本来面倒を見るべき分野までも、地方自治体に義務を課せられそれに要する費用が増大したことに加え、急速に税収入が減退したために財政

---

(9) 小林直樹『憲法政策論』（日本評論社、1991年）389頁以下参照（編集部）。

難となり、非常な苦勞に喘いでいる。国もまた巨大な借金を抱えて、財政破綻国家になりかねない状況にあります。その建て直しには、地方の活性化を必要とするから、「地方自治の本旨」と両立する形で、国と一体の施策を立てる必要があります。

これは地方自治体としては処置に苦しむ問題ですが、なんとか対処するほかない。

80年前の恐慌の折には、長野県では、女工哀史でご承知の通り、資本蓄積の偏りのために、貧困層は大変な窮乏を強いられた。その揚句、東北の場合には女性・子どもが売りに出されるというような事態が生じ、それを背景として一部の軍人たちや右翼勢力が擡頭して、天皇を中核とする第2の維新が必要だとして、急速な形で日本自体をファッショ化していった。

ほぼ同じ時期にドイツでは、ナチスが勢力を膨らませて——大方の知識階級がワイマール憲法の下でそのような馬鹿げた運動は成功するはずがないと考えていたにもかかわらず——、あっという間にファシズム化に成功し、ヴェルサイユ体制を打ち壊して武力行動で膨張政策を拓げるに至った。日本がやがてこれと手を組んで、破滅的な戦争に入ってしまったことは、周知のとおりです。この歴史に鑑みると、条件は全く異なっても、これからも似たような事態が生じないとも限らないという危機感を抱かざるをえません。民主主義が一応根を下ろした今日、古い型のファシズムがそのまま再現することは、ありえないといえます。しかし、不況が長引き、例えば若者が職を得られず、失業率が10パーセントを超えるような事態になると、社会不安が高じ、また失業者たちの不満や不安が社会に反映して、文字通りのクライシスを作り出す事態にならないとも限らない。とりわけ政治に対する失望が高じてくると、不安定状況が進んで独裁的な危機政府が作られる可能性も高まってくる。そうなると自治の原理も存立しえなくなります。

地方自治体も、そうならないよう力を尽すほかないでしょう。

## (2) 軍事状況と地方自治

さて、今日では1930年代と違って、アメリカを中心とする軍事状況とグローバリゼーションと関係して国際状況も大きく変わってきている。日米安保の下で、日本の安全は保障されているようにみえるけれども、他面で地方自治は日米安保条約により、がんじがらめの重圧の下に置かれ、非常に危険な状態にあると見られる。

第二次大戦の終了後もアメリカの軍事化はかつてない形で進行して、以前はリベリズムを守る主体であったアメリカが、今日ではベトナム戦争以後、湾岸戦争、イラ

ク戦争およびアフガンへの侵略といった軍事攻勢を続ける戦争国家になってしまった。しかもそれが — 私は当然そうなるとかねてから予言してきたわけですが —、失敗して、手に負えない状態になっている事態のなかでも、軍事を中心とするアメリカの基本政策は変わらず、恐らく覇権国家の道をつづけていくと考えられる。そのような事態が進む中で、日本がアメリカに対する軍事同盟を深めると、将来 — 日本政府は最近「同盟の深化」などと呼んでいます — 途方もない状況に引きこまれる惧れがあります。

今のところ米中は和平関係にあります。このふたつの超大国家が太平洋上の覇権を争い、互いに仮想敵国として衝突することになると、日本は米国との同盟国として中国と対立し軍事態勢を深化させるという危険な事態になっていくのではないかと。もしも米中の軍事衝突にこのまま巻き込まれると、想像を絶する悲劇が避けられなくなる。日本の政府も国民も、それを覚悟して「同盟深化」を進めていくのだろうか。それがたいへん心配です。

この可能性とつき合わせて考えておくべき問題として、緊急権立法があります。いわゆる「有事法制」が制定された今日、そのシナリオがもし具体化されることになると、地方自治体を急速に解体し、地方の住民を軍事支配に属せしめ、土地・財産にいたるまで完全に軍事態勢下に置くということを可能とする体制がすでにできているわけ。米中の軍事衝突が避けられた場合でも、臨戦体制の下で、このシナリオが進められれば、自治原則が壊滅させられることは疑いない。これが私が今日憂える深刻な事態です。

そのような事態に決してならないようにするためにはどうすべきかは、今日課せられているきわめて重要な地方自治体の問題でもあり、憲法状況全体の問題でもあります。自治体としても、そのような不幸を防ぐために、不断に平和原則を強化していく努力が必要だと思えます。

### (3) 情報化社会における自治主体の衰弱

今日の情報化社会は、自治主体にも多大な影響を与えつつあります。第一は、自治の主体は衰弱させられるのではないかとという問題があります。その一つの理由は、今日のようにIT機器が進歩すると、世界のあらゆる局地から情報を即時に入手できるというメリットがある。これはときに侵略や災害などの緊急事態が生じたときに、世界に訴えて世論を喚起することができる点で非常に役に立つ。しかし、その反面、自

治の主体の関心状況は閉鎖的になり、情報が過剰になるほど選択能力を持たない大方の人々は、かえって情報貧困に陥る事態になっているというデメリットがあるからです。それにもう一つは、人々がIT機器にふりまわされている状況です。

今はとりわけケータイです。電車やバスの中でも、大学のキャンパスでも、ケータイだらけですね。私はケータイを持っておりませんしIT関係の利益も享受していませんから、ともすればネガティブな批判ばかり出てくるのかもしれませんが、これで会社員や学生諸君がどのようにして思想主体と成り得るだろうかと心配になります。目の前の仲間との会話を<sup>お</sup>攔いて、誰とどういう話をしているのか。グループでもケータイをもって話しをしている例が実に多い。覗いてみるとたいていの場合は他者との交信や愚にもつかない遊びをしている。

そういうことにのめり込んで、いったいこの人々はどこへ行くのだろうか。『ケータイをもった猿』という本がありますが、悪くすると猿状況に意識が低下させられる恐れがある。そういう機器を持っていて情報操作によって支配されたり、拘束される面が多いのではないかと推測していますが、そのことは、自治主体をますます減少させていくのではないか。ケータイにおぼれている人々は自律性も創造性も失って、極端に進めば病的といってもいいような退廃状態に落ち込む恐れが大きいと私は憂いているのですが、これは杞憂でしょうか。

ところで、冒頭に資本主義の閉塞状態について一言しておきましたが、今日資本主義の閉塞状況に人々や企業を落ち込ませていった原因はなんといっても拝金主義ではなかったか。アメリカのみならず、日本、中国、韓国等が陥っているマンモニズム、拝金思想というものが、現代人が当面その解決を成し遂げなければならない「世界問題」への意識をほとんど奪い去っているのではないか。これはあまりに自明なことなので、これ以上重ねて言うことはやめますが、現代人の<sup>しゅくあ</sup>宿痾としてやはり根本的な反省が求められているといえましょう。これらの諸問題にかこまれて、今日の自治主体はともすれば退行状態に陥っているのが憂慮される点です。

#### (4) 「国家」というものの根本的見直し

最後に国家について、一言だけ根本的な問題を出しておきます。人間が文明化の過程で国家という組織をつくって、そこに属している人々の生活を担当し、行政を通じて人々の面倒をみるにあたってきたというプラスの面があるわけですが、同時にこの

国家を至上とし、国家が人間を支える最高のシステムであるとするイデオロギーをつくってしまった。この国家至上主義の発想は、大方の諸国民をまきこみ、国益を中心とするナショナリズムを駆り立て、「愛国心」や「祖国愛」による献身的な奉公を求めるものとなってきた。しかし、この自国中心の閉鎖的な思考は、人口や環境、軍事あるいはエコシステム等をめぐる「世界問題」に対して、どのようにして永続的に住みやすい地球にするかという構想を人類の視点で立てていく「開いた」眼と能力を奪ってきたといつてよい。すべての国家が連帯し、共通に当たらなければならない問題に対して、それぞれが自国の国益とよばれる国家理由、レーゾン・ダタを中心に考えて行動しているために、どうしても「世界問題」を解決する能力を持ち得なくなっている。そういう閉鎖的な事態が続いているわけです。いや、人類の視点を持ち得ないだけではなく、そのような自己中心的な利益を主張するが故に、国家間で武力紛争や軍拡競争は終らないし、その結果として地球環境は悪化するし、資源の浪費をしながら次々に「世界問題」を作り出していることの愚かさが反省されないまま、愚行を重ねている。その点を考えると、今こそ国家というものの在り方を根幹的に見直す段階に入っているのではないか。軍事問題一つをとってみても、国益を主張するために必要な軍事組織や兵器をますます大量に作り出す方向に向かって、宇宙戦争を目指す状況さえ出ている。このままの対立構造としたら、人類の未来は完全になくなっていきます。しかし、そもそも何のために途方もない費用と資源の浪費をもって、あえて人殺しをするのか。そういう主体となっている国家そのものを、私は根本的にアウフヘーベンし、各国家を世界における地方自治体とする新しい世界連邦システムをつくっていかなければならないと考えます。その構想の細部には立ち入る時間はありませんが、最近の軍事増強や環境悪化の状況を見ますと、世界連邦システムをつくる作業に一日も早く着手しなければ、破滅以外には無いという憂慮すべき状態になっていると思います。

こうした世界の基本的な問題について、地方自治の前進にとり組むみなさん方にも、ぜひその思考の一環として熟慮していただくよう、念じてやみません。

(こばやし なおき 東京大学名誉教授)